



申請～要介護認定までの流れ

■介護保険を利用できる人は？

原則として65歳以上の人です。ただし、特定疾病(16種類)と診断された場合に限り、40歳～64歳の人でも申請できます。

■申請から認定決定までの期間は？

およそ1か月です。緊急でサービスを導入しなければならない状態である場合などは、認定が出る前に「みなし」でサービスを利用することも可能です。



① 電話・窓口で相談

桑折町健康福祉課 福祉介護係(☎582-1134)
桑折町地域包括支援センター(☎582-1188)

② 要介護認定の申請

本人または家族などから申請します。
(包括支援センター、介護保険施設などが
代行申請することもできます)

③ 主治医意見書

町からの依頼で
主治医が意見書を作成します。

③ 訪問調査

認定調査員が自宅(または病院など)を
訪問して調査します。

④ 要介護度の決定

主治医意見書および認定調査に基づいて、
「介護認定審査会」で要介護度が決定されます。

要介護・要支援と認定
サービス利用の手続きをします。

非該当と認定
介護予防・生活支援サービス事業、
一般介護予防事業を利用



私たち
お手伝いします

桑折町地域包括支援センター
(やすらぎ園内)
☎582-1188



広 告



利用者の 声

古山千寿子さん

結婚を機に桑折町民となった古山さん。同居していたご主人のご両親を在宅で介護されました。

「介護については知らないことばかり。地元の知人も少なかったため、どうしたらいいか不安でした。当時、民生委員を担っていた関係で、地域包括支援センターへ問い合わせたところ、丁寧に相談に乗ってくださいました。その後も、分からないことは町職員の方に教えてもらいながら、安心して介護保険を利用することができました。在宅での介護は大変なこともありましたが、担当のケアマネジャーさんが親身になって話を聞きながら、その都度必要なサービスを提案してくれました。義父を自宅で穏やかに看取ることができたのも、最期まで家族に寄り添ってくれたおかげだと本当に感謝しています。介護は長く続くもの。一人で背負わずに、介護保険を利用してほしいです」

将来に備えて確認しよう

おしえて！介護保険のこと

65歳以上の人が利用できる介護保険サービス。要介護・要支援認定を受けると、自宅で受けられる家事支援などのサービスや訪問・通い・宿泊で受ける介護サービス、福祉用具利用に関するサービスなど、さまざまな介護サービスを受けることができます。家族や自分のために、介護保険のことを考えてみましょう。

**65歳以上の5人に1人は
要介護(要支援)認定者**

令和5年11月現在、町の要介護(要支援)認定者数は約750人(要介護認定率は18・3%)で、およそ5人に1人が要介護(要支援)認定を受けています(住所地特例者含む)。

歩行が不安定になってきた、もの忘れや排せつの失敗が増えてきたなど、さまざまな理由で介助が必要な場面が増えることが考えられます。心配事があれば、まずは町担当や地域包括支援センターに相談してみましょう。

「知ってみよう介護保険のこと」開催します

町職員・地域包括支援センター職員が介護保険の申請方法や使い方についてお話しします。気軽にご参加ください！

日にち	時間・場所	
3月21日(木)	10:00～ 桑折町役場	15:00～ 伊達崎公民館
3月22日(金)	10:00～ 睦合公民館	15:00～ 半田公民館

※詳しくは、町ホームページ(下記二次元コード)をご覧ください。

■問い合わせ 健康福祉課 福祉介護係 ☎582-1134



広 告